

最上消費生活センターニュース 4月号

令和4年4月1日発行

令和4年4月1日から 成人年齢は18歳です！

民法の改正により、令和4年4月1日から成人年齢は18歳になりました。成人だから「できること」、逆に「できないこと」があります。社会経験の少ない新成人は悪質商法のターゲットです。契約は慎重にしましょう。

成人だからできること（例）

スマートフォンを契約する。
アパートを借りる。（その他契約全般）
クレジットカードをつくる。ほか



成人だからできないこと（例）

未成年者契約の取り消しができなくなる。

はっきり断ることが大切です。

- いりません。
- × いいです。けっこうです。

消費者庁若者ナビ！

を活用して、常に新しい情報を確認しましょう。

消費者庁

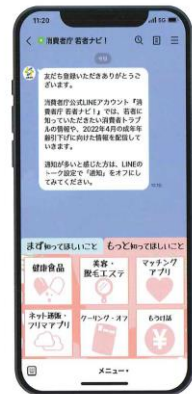

消費者トラブルに遭わないために。
知って安心の最新情報をお届け！

LINE公式アカウント

消費者庁 若者ナビ！

開設しました！

LINE友だち登録はこちらから！



1 貧困をなくそう



目標 1 貧困をなくそう

【 シリーズ SDGs 2 】

～あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ～

□ 世界の10人に1人が貧困

世界には、1日1.9ドル（約220円）未満で生活している貧困状態の人が7億人以上もいます。貧困とは、単に欲しいものが買えないことではなく、十分に食べられなくて飢餓や栄養不良になる、教育や医療を受けられないなど、さまざまな形で現れています。



□ 日本にもある貧困

貧困には、衣食住にも困る「絶対的貧困」と、所得が国内中央値の半分に満たない「相対的貧困」とがあります。日本は「相対的貧困」の比率が他の先進国と比べて高く、特にひとり親世帯の貧困率は50%を超え、深刻な問題になっています。

山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか？

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域からの情報を消費生活センターに情報提供していただいたりするボランティアです。

【応募資格】 次のア、イを満たす方であれば応募できます。

ア 消費生活や消費者問題に関心のある方

イ 満18歳以上で山形県内で活動できる方

※資格や経験は問いません。(学生も可能です。)



【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度末まで

【活動内容】 消費生活サポーターには、それぞれの知識や経験に合わせて、自分のできる活動をお願いしています。

- 〈活動例〉
- ・地区の回覧板などで毎月のセンターニュースを回覧する。
 - ・地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する。
 - ・県内で行われる消費生活に関する研修会に参加する。
 - ・消費生活に係る出前講座及び学習会等でお話をする。

【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・全体研修会(7月頃、山形市内)

消費生活サポーター等研修会(秋頃、各総合支庁)

【お問い合わせ】 山形県消費生活センターまで(随時受け付けています。)

TEL 023-630-3237

～ お気軽にお問い合わせください。～

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込み・お問い合わせは、
最上消費生活センターまで
お電話を。



4月・5月の無料法律相談会

4月 5日(火) 13:30～15:30

5月10日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。